

障害者等に対する減免

障害者等（身体障害者・知的障害者・精神障害者・戦傷病者）の移動手段として使用する軽自動車等について、申請により軽自動車税（種別割）が減免される場合があります。

減免の対象となる軽自動車等

障害者等の通学、通院、通所または生業等のために使用する軽自動車等で、下表に該当するものは、減免の対象になります。

軽自動車等の所有者・運転者

手帳の区分	手帳の色	所有者	運転者	該当する障害の程度 (4月1日現在)
身体障害者	赤色	本人	本人	別表「減免の対象になる障害の範囲」の等級に該当。
			生計を一にする人 常時介護する人	
		生計を一にする人	本人	
			生計を一にする人	
知的障害者	緑色	本人	本人	重度の知的障害者で、療育手帳に「A」判定の表示がある場合。
			生計を一にする人 常時介護する人	
		生計を一にする人	本人	
			生計を一にする人	
精神障害者	水色	本人	本人	精神障害者保健福祉手帳に「1級」判定の表示があり、かつ自立支援医療受給者証が交付されている場合。
			生計を一にする人 常時介護する人	
		生計を一にする人	本人	
			生計を一にする人	
戦傷病者	黒色	本人	本人	障害ごとの等級について、詳しくはお問い合わせください。
			生計を一にする人 常時介護する人	
		生計を一にする人	本人	
			生計を一にする人	

※「所有者」とは、軽自動車の登録上の所有者（所有権留保の場合は、使用者）をいい、具体的には、車検証の所有者の欄（所有権留保の場合は、使用者の欄）に記載されている人です。

※「生計を一にする人」とは、原則として同居家族の人、または福祉事務所長、市町村長、保健所長等から同一生計の証明を受けた人のことをいいます。障害者等が施設に入所している場合は、施設の長が証明した減免申請車両使用状況申出書が必要になります。

※「常時介護する人」とは、障害者等のみで構成される世帯の障害者等を常時介護する人で、福祉事務所長、市町村長、保健所長等から常時介護する事実の証明を受けた人のことをいいます。

別表 減免の対象になる障害の範囲（ 部分が該当です）

障害の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害							
聴覚障害		—				—	
平衡機能障害		—	—		—		—
喉頭摘出による音声機能障害		—	—	▲			—
上肢不自由							
下肢不自由					▲	▲	▲
体幹不自由					—	▲	—
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能						
	移動機能				▲	▲	▲
心臓機能障害			—			—	—
肝臓機能障害						—	—
じん臓機能障害			—			—	—
呼吸器機能障害			—			—	—
ぼうこうまたは直腸の機能障害			—			—	—
小腸の機能障害			—			—	—
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						—	—

※運転者が身体障害者本人かそれ以外かによって、減免の対象になる等級が異なります。

「▲」のある所は、運転者が身体障害者本人以外の場合は減免の対象になりません。

※「—」のある所は、等級の区分がありません。

※障害の部位が複数ある場合、原則として総合等級を各障害に当てはめて減免の対象になるかどうかを判定します。なお、総合等級を当てはめた際に「—」のある等級に該当する場合は、総合等級ではなく各障害の等級で判定します。

注意事項

- 減免可能な台数は、普通車、軽自動車、バイク等を含めて、障害者など1人に対し1台です。普通車の減免を受けている人またはくわまるタクシーの利用登録がある人は、軽自動車税(種別割)の減免を受けることはできません。
- 自動車検査証に「事業用」と記載されているものは、減免の対象になりません。
- 障害者等本人が軽自動車等を運転する場合に、障害の程度によって運転免許証に条件が付される場合があります。この場合、条件に合った軽自動車等でないと減免の対象になりません。(例:オートマチック車に限る、手動式ブレーキの車両に限る 等)
- 自動車の使用実態等を確認する必要があると認められる場合には、申請後調査を行い、調査終了後に減免の承認・不承認の決定を行います。調査後に不承認となった場合には、軽自動車税(種別割)を全額納めていただくことになります。

減免の申請

申請に必要なもの

- 軽自動車税(種別割)減免申請書
- 手帳等

障害等の区分	必要なもの
身体障害者	身体障害者手帳
知的障害者	療育手帳
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 および 自立支援医療受給者証
戦傷病者	戦傷病者手帳

- 減免を受けようとする軽自動車等を運転する人の運転免許証
※マイナ免許証可
- 自動車検査証(車検証) または 軽自動車届出済証
※電子車検証の場合は自動車検査証記録事項
- 軽自動車税(種別割)納税通知書
- 納税義務者の個人番号が分かるもの(マイナンバーカード等)

※同居の人以外で、生計を一にする人が所有または運転する場合は「生計同一証明書」、常時介護者が運転する場合は「常時介護証明書」が必要です。

＜証明書の交付を受けられる場所＞

身体障害者 知的障害者	伊勢崎市福祉こども部障害福祉課 各支所(赤堀・あずま・境)市民サービス課	減免の申請日前3か月以内に 発行されたもの
戦傷病者	群馬県国保援護課	
精神障害者	群馬県保健福祉事務所	

※施設に入所している障害者等のために生計を一にする人が運転する場合は、入所施設の長が証明した「減免申請車両使用状況申出書」が必要です。

申請期間

軽自動車税(種別割)納税通知書が届いた日(通常は5月上旬)から納期限の日まで
※軽自動車税(種別割)の納期限は5月31日(土曜日・日曜日・祝日の場合はその翌日)です。

申請窓口

- 伊勢崎市役所市民税課(本館2階20番窓口) ☎0270-27-2715
- 各支所(赤堀・あずま・境)市民サービス課税務係

※受付時間: 午前8時30分～午後5時15分

手帳への押印

減免申請を受け付けた場合は、障害者手帳等の備考欄に「軽自動車税(種別割)減免申請済」の受付印、日付、車両番号を押印・記入させていただきます。

軽自動車税(種別割)減免申請済
X. 5. XX
(車両番号 群馬580あ1111)

▲受付印イメージ

減免される税額

軽自動車税(種別割)の全額

減免の決定

減免が認められた場合は、6月に減免決定通知書をお送りします。

また、翌年の軽自動車税(種別割)納期限の前日までに継続検査(車検)がある車両は、減免決定通知書と併せて納税証明書(継続検査用)をお送りします。

その前に納税証明書が必要な場合や納税証明書を失くしてしまった場合は、市役所税証明総合窓口(本館1階6番窓口)、各支所市民サービス課、スマーク伊勢崎行政センター、またはいせさきガーデンズ行政センターに請求してください。郵送でも請求できます。

翌年度以降の減免(継続減免)

減免が承認された年度以降は、毎年2月に「軽自動車税(種別割)減免回答書」を送付し、軽自動車等の使用状況等について照会します。届きましたら、必要事項を記入の上、回答期限までに必ず返送してください。

お送りいただいた回答書を基に翌年度も継続して減免が受けられるか審査し、減免申請時の状況と変わらない場合は、減免が継続されます。

減免の取消

次の場合は、軽自動車税(種別割)の減免を取り消すことがあります。

- 申請書に記載された内容が減免の要件を満たさないことが判明した場合
- 申請書に記載された内容が事実と反することが判明した場合
- 減免の事由が消滅した場合